

堺市公印規則の一部を改正する規則

堺市公印規則（昭和42年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「書面で法制文書課長を経て市長」を「市長及び法制文書課長」に改める。

別表一般公印の表区長印の項管理責任者及び個数の欄中「西区役所総務課長(1)、南区長印にあつては南区役所総務課長」を「、西区役所総務課長」に改め、同表保健所印の項管理責任者及び個数の欄及び保健所長印の項管理責任者及び個数の欄中「保健医療課長」を「保健医療薬務課長」に改め、同表審理員印の項管理責任者及び個数の欄中「行政経営課長」を「行政経営担当課長」に改め、別表専用公印の表法人諸税行政事務用市長印の項使用区分の欄第1号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 入湯税の決定及び更正に関する通知文書

別表専用公印の表保健所用市長印の項管理責任者及び個数の欄中「保健医療課長」を「保健医療薬務課長」に改め、同表保健福祉総合センター所長共通印の項使用区分の欄第2号中「第30条の4第1項第1号」を「第30条の4第1号」に改め、同表子ども相談所行政事務用市長印の項使用区分の欄第5号中「（障害児入所施設を除く。）への入所若しくは通所」を「等への入所等」に改め、同表都市開発行政事務用市長印の項管理責任者及び個数の欄中「都市整備担当課長」を「都市整備推進課長」に改め、同表区役所市民行政事務用市長印の項使用区分の欄第1号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同表市民行政事務用区長印の項使用区分の欄第2号中「第2条第2項」を「第2条」に改め、同表個人番号カード事務等区長認印の項使用区分の欄第1号中「ICTイノベーション推進室」を「戸籍住民課」に、「第2条第1項」を「第2条第5号」に改め、同項管理責任者及び個数の欄中「マイナンバーカード普及促進担当課長」を「マイナンバーカード担当課長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。